

○三好市建設業者等指名停止等措置要綱

平成18年3月1日

告示第83号

改正 平成24年11月5日告示第66号

平成28年5月31日告示第38号

平成30年3月8日告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事等に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、三好市発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成18年三好市告示第86号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）に対し、一定期間、市が発注する建設工事等の契約に係る全ての競争入札における指名停止措置を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長が指名停止を行ったときは、工事等の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を参加させてはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停

止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 市長は、別表各号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第8号又は第10号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第10号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に2ヵ月加算した期間

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 総務部管財課長は、第1項の規定により指名停止の通知をしたときは、各部局長及び各課(室)長に対し遅滞なく様式第4号、様式第5号又は様式第6号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号、同項第5号又は同項第6号の規定に該当する場合は、あらかじめ総務部管財課を経由し、市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者が当該所属担当者の契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 契約担当者は、施行令第167条の2第1項第2号又は同項第6号の規定に該当する場合は、あらかじめ総務部管財課を経由し、市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者が受託することができる。

(措置の決定)

第9条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により指名停止を解除するときは、三好市業者指名審査委員会設置要綱(平成27年告示第7号)に規定する業者指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)に諮らなければならない。

(工事成績の採択基準に基づく指名の制限)

第10条 指名審査委員会の委員長は、業者指名審査委員会における工事成績等の採択基準（平成28年1月19日決定）第2各号のいずれかに該当する工事について報告があったときは、当該有資格業者が第2条第1項若しくは第3条各項の規定に該当しない場合にあっても、指名の制限について指名審査委員会に諮らなければならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る有資格業者への準用）

第12条 第1条から前条までの規定は、三好市測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成18年告示第87号）第5条第1項の規定による有資格業者に対する指名停止に準用するものとする。

（物品の購入又は役務の提供の契約に係る有資格業者への準用）

第13条 第1条から第11条までの規定は、三好市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成18年告示第10号）第5条第1項の規定による有資格業者に対する指名停止に準用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の建設業者等指名停止等措置要綱（平成10年山城町告示第42号）又は東祖谷山村建設業者等指名停止等措置要綱（昭和61年東祖谷山村要綱第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年11月5日告示第66号）

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第38号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 施行後の三好市建設業者等指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」

という。) 以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月8日告示第26号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1

三好市内又は県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 四国内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内</p>

<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内</p>
---	---

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>3 次のイ又はロに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>3 ヶ月以上9 ヶ月以内</p> <p>1 ヶ月以上3 ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から2 ヶ月以上9 ヶ月以内</p>
<p>5 市が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>
<p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から1 ヶ月以上9 ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>イ 県内の他の公共機関の職員</p>	<p>2 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>
<p>ロ 県外の他の公共機関の職員</p>	<p>1 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>
<p>8 市が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>

<p>9 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>
<p>10 市が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4 ヶ月以上12 ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>11 県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1 ヶ月 以上9 ヶ月以内</p>
<p>12 市が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2 ヶ月 以上9 ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1 ヶ月 以上9 ヶ月以内</p>
<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1 ヶ月 以上9 ヶ月以内</p>

様式第1号（第6条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

三好市長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 方が（の） ① ことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生じることのないよう十分注意されたい。②（今後は、かかる事態が生じないよう十分注意するとともに、今後の改善措置に詳細について報告されたい。）

なお、「三好市指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成28年〇月〇日）の定めるところにより、市に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、〇〇年〇月〇日までに総務部管財課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第6条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

三好市長

指名停止期間変更通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行う旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更後の理由

様式第3号（第6条関係）

第 号

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 殿

三好市長

指名停止解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行う旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

各部局長及び各課（室）長 様

総務部管財課長

指名停止措置決定通知書

この度、下記のとおり指名停止することを決定しましたので、関係業務について適正な執行をお願いいたします。

記

- 1 指名停止業者の住所
- 2 指名停止業者の商号又は名称
- 3 代表者氏名
- 4 指名停止の期間
- 5 指名停止の理由

様式第5号（第6条関係）

第 号

年 月 日

各部局長及び各課（室）長 様

総務部管財課長

指名停止措置変更通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって通知した指名停止について、下記のとおり変更しましたので、関係業務について適正な執行をお願いいたします。

記

- 1 指名停止業者の住所
- 2 指名停止業者の商号又は名称
- 3 代表者氏名
- 4 従前の指名停止の期間
- 5 変更後の指名停止の期間
- 6 変更後の理由

様式第6号（第6条関係）

第 号

年 月 日

各部局長及び各課（室）長 様

総務部管財課長

指名停止解除通知書

先に 年 月 日付け 第 号をもって通知した指名停止について、下記のとおり解除しましたので通知します。

記

- 1 指名停止業者の住所
- 2 指名停止業者の商号又は名称
- 3 代表者氏名
- 4 解除年月日